

公立図書館と学校図書館の有機的連携

Collaboration between Public Libraries and School Libraries

佐藤 実 芳

SATO Miyoshi

キーワード：小林市 公立図書館、学校図書館

はじめに

学校図書館と連携して児童生徒の読書支援をしている点が評価されて、宮崎県的小林市立図書館は令和4年度に文部科学大臣賞を受賞した。同市立図書館と学校図書館との連携をサポートしているのが「小林市立学校図書館支援センター」で、その業務は市立図書館に委託されている。市内全小中学校にセンターから派遣される図書館協力員は、学校（図書主任）と役割分担して、学校図書館の設営の工夫や配架の改善、イベントの充実などの活動を行っている。

小林市立図書館は、明治41年に小林尋常高等小学校（現：小林市立小林小学校）内に「小林市立図書館」として設立されたのがそのはじまりである。宮崎県内では県立図書館（明治35年設立）¹⁾に次いで2番目に伝統のある公立図書館で、昭和25年の市制施行に伴い小林市立図書館と改称した。市内には、本館のほかに須木分館²⁾と野尻分館³⁾がある。

公立図書館には膨大な資料があり、専門的な知識・技能を身につけた図書館員がいる。公立図書館の資料と人的協力があれば、学校図書館の充実を図ることはさらに確実なものとなる。しかし、制度面や運営面において、それら2種類の図書館が具体的にどのように連携していくのかということが課題である。

本稿では、学校が主体となりながらも、市立図書館が運営する学校図書館支援センターのサポートを受けることで、より効果的な学校図書館運営を実現している宮崎県小林市の事例を検討し、学校図書館の運営の在り方について考察する。

1. 学校図書館法の改正

学校図書館法には、制定当初⁴⁾より「学校には、学校図書館の専門職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」（第5条）という規定があった。司書教諭というのは、主幹教諭（ただし養護をつかさどる主幹教諭と栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭のうち、司書教諭の講習を修了している者をいう。

また、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が高まり、平成26年に改正された学校図書館法第6条で、司書教諭のほかに学校司書

を置くよう努めるものとする事が定められた。

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めるものとする。

学校司書は学校事務職員という位置づけで、制度的に資格に関する定めはない。地方自治体が学校司書を募集する際に司書資格や司書教諭資格、教員免許状、相当実務経験等の資格を求めることになっており、勤務形態は常勤でも非常勤でもよい。更に学校司書の設置は地方財政により、「国及び地方自治体が学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」（学校図書館法第6条第2項）ことになっている。

学校司書の名称は統一されているわけではなく、学校司書のほかに学校図書館司書、学校図書館指導員、学校図書館支援員、読書指導員、学校図書館図書整理員、こどもブックライフサポーターなど地域によりさまざまである。小林市の場合、小林市立学校図書館支援センターが派遣する図書館協力員が学校司書に該当する。

2. 小林市立学校図書館支援センター

平成18年度に、文部科学省の委託事業である「学校図書館支援センター推進事業」を受け、小林市は「小林市立学校図書館支援センター」を設置した。支援センターは4人の図書館協力員を協力校に試験的に配置して3年間実践研究した後、平成21年度より図書館協力員5人を極小規模校以外の学校に配置して本格的に活動を開始した。さらに平成28年度からは、支援センターの業務は市立図書館に委託されることになった。令和5年2月現在、9人の図書館協力員が市内全小中学校21校に週1回～3回、そして1回につき3時間～5時間程度派遣され、学校図書館の環境整備と蔵書管理などを行っている。

例えば小林市立南小学校の場合には、週に2～3回の割合で、1回につき昼休みを含めて4時間勤務するという条件で、図書館協力員が派遣されている。派遣時間は10時～14時又は11時～15時であるが、図書委員会の委員会活動がある日はその時間に合わせて派遣される。

なお、図書館協力員が募集される際、資格は問わないが学校に携わった経験者という条件を付けている。

小林市立学校図書館支援センターの設置の目的は「小林市立学校図書館支援センター設置要綱」（教育委員会告示第34号 平成18年11月28日）の第1条に、業務は第2条に次のように定められている。

第1条 小林市立学校図書館（以下「学校図書館」という。）相互の連携及び学校図書館を

中心とした教育機能を高め、児童生徒の豊かな心の育成と主体的に学習する態度の育成を図るとともに、地域人材等の参画による学校図書館の在り方、公共図書館との連携等効果的な学校図書館の活用を図るため、小林市立学校図書館支援センター（以下「支援センター」という）を設置する。

第2条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校図書館の運営に対する支援
- (2) 学校図書館相互の連携に向けた支援
- (3) 学校図書館の地域開放の支援
- (4) 学校図書館の機能の充実・強化に向けた支援
- (5) その他学校図書館の振興に関すること。

令和4年度、支援センターには3人のスタッフが在籍しており、同センターは①図書館協力員に必要な研修の実施、②市内小中学校における学校図書館の使用に関するオリエンテーションの実施、③夏季休業中の図書修繕活動など、市立図書館の職員（司書）としての専門的な知識・技能に基づいて学校図書館の運営に寄与している。

児童生徒が図書館を有効に活用するためには、図書館の使い方に関する知識が必要である。専門的知識があるスタッフが行う、各学年に応じた学校図書館の使い方に関するオリエンテーションを受けることにより、児童生徒の図書館活用能力が向上する。その際、スタッフは児童生徒の属する学年に応じて魅力的な読み聞かせなどを同時に行うため、児童生徒が本好き、図書館好きになる契機になると考えられる。

また、支援センターはSSC文庫の管理も行っている。SSC文庫とは、小林市スクールサポートボランティアセンター（SSC）が管理している学級単位で1セット（約30冊）にした図書をいい、それは小学校間で毎月回覧されている。SSC文庫の図書は、各小学校が予算の一部を児童数割でスクールサポートボランティアセンターに配分して購入される。SSC文庫は、小規模小学校であっても限られた予算の中で多くの図書に出会えるシステムである。選書には図書に関する専門的な知識が必要であり、小学校間での回覧に関しても支援センターが拠点となればスムーズな運営を期待することができる。

図書館協力員は、①蔵書管理や貸出返却業務等を行う図書主任及び学級担任のサポート、②授業計画の補助、③図書館の環境整備、④図書主任のサポート、⑤授業での活用のためのレファレンスサービス、⑥図書配架の工夫、⑦季節に応じた展示の工夫など、児童生徒が楽しく快適に図書館で過ごすことができる図書館設営に寄与している。

図1は学校図書館支援センターと学校（図書主任）と小林市立図書館の三者の関係を示している。このことから学校が、支援センター（スタッフと図書館協力員）及び市立図書館と連携を図りながら学校図書館を運営していることがわかる。

具体的には、学校は図書館協力員に授業で活用するための本のレファレンスサービスを依頼

することができ、市立図書館に対して資料の貸出依頼や破損本の修理依頼などができる。学校からの依頼に関しては、図書館協力員と市立図書館が役割分担して対応している。貸出依頼のあった資料で市立図書館が所蔵していない場合は、市立図書館が宮崎県立図書館へ依頼して、県立図書館から市立図書館を通して資料の学校への貸出を実施している。図書館協力員は、学校図書館の破損本などの市立図書館への運搬、レファレンスサービスに必要な資料の市立図書館への貸出依頼など、学校図書館と市立図書館の連携に関して一役を担って、児童生徒の読書活動及び学習の充実を図っている。

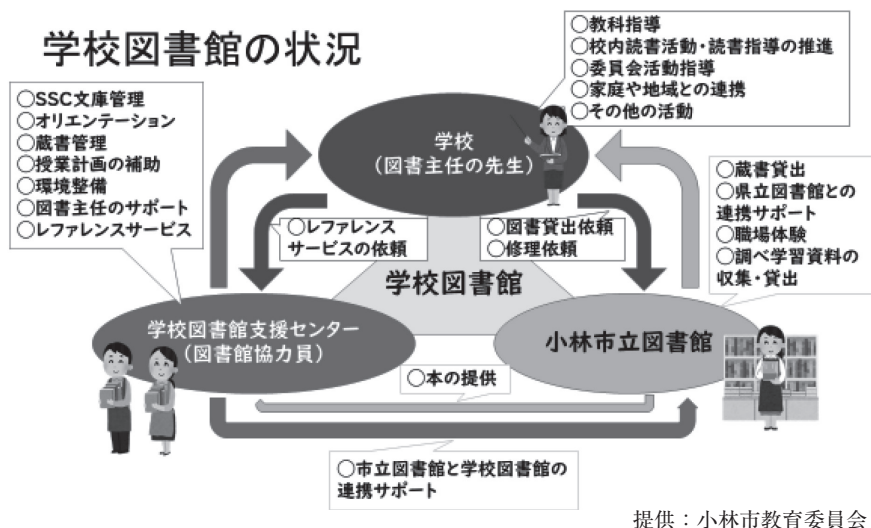


図1：学校図書館支援センターと学校（図書主任の教員）と小林市立図書館

3. 図書館協力員の配置による成果

図書館協力員の配置により、学校図書館の環境整備が次の4点に関して充実したといえる。

第一に、学校図書館の設営の工夫である。季節に応じた飾りつけをすることにより図書館が明るく楽しい雰囲気になり、児童生徒にとって図書館が居心地の良い場所となった。児童生徒の足が自然と図書館に向かえば、図書館がより身近な存在となり、読書意欲が高まることが期待できる。また、学校図書館は昼休みや放課後に、教室内の人間関係から離れて一人で過ごしたり、異年齢の人とかかわることができる場でもある。図書館に「居場所」を求める児童生徒を暖かい雰囲気で迎えるのも、図書館の大切な役割⁵⁾である。

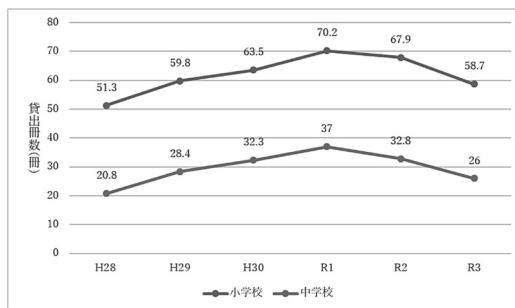
第二に、配架の工夫・改善がなされたことである。見やすい書架サインの作成及びシリーズ本の書架の工夫などにより、児童生徒が短時間で読みたい本を見つけることが可能となり、本がより活用されるようになった。児童生徒は授業や昼休みなど短時間で図書館を訪問することが多い。日本十進分類に基づいて配架してあるだけでは、児童生徒が読みたい本を見つけることは難しい。特に小学校の図書館の場合、学年により配架する本棚の高さも含め考慮する必要がある。

その他に、新刊本の紹介コーナーや教科書と関連した書籍コーナーの設置、ポップ等の作成・掲示など、児童生徒の読書意欲を惹く工夫がいろいろとなされるようになった。

第三は、図書主任が計画した季節に応じた図書館イベントの実施に際しての図書館協力員によるサポートである。このサポートによりイベント内容が充実して、児童生徒の読書意欲を喚起することに繋がっている。

第四が蔵書管理に関して、貸出・返却業務の補助、統計状況管理や未返却児童生徒への対応など、図書主任及び学級担任の業務のサポートである。筆者は令和5年2月14日の昼休みに小林市立南小学校の図書館を訪問したが、貸出返却カウンターでは図書館協力員と図書委員会の当番委員の児童が協力して作業を行っていた。当番委員だけでは困るようなケースがあっても、頼りになる図書館協力員がいれば児童も心強いであろうと感じた。

上記の図書館における環境整備の成果の裏付けとなるのが、学校図書館の貸出冊数の増加である（図2参照）。



小林市教育委員会提供資料より作成

図2：児童生徒の1人当たりの図書貸出冊数

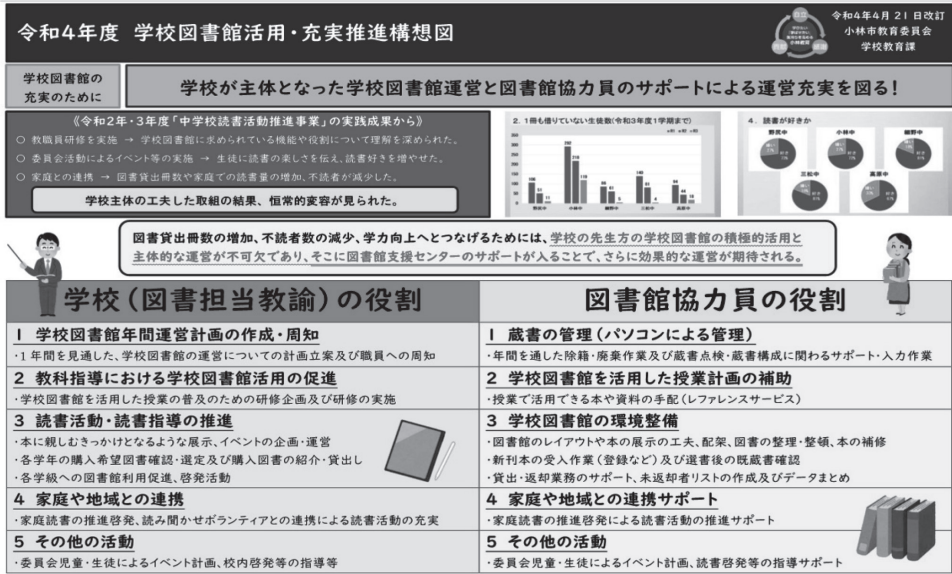
現在の体制に移行してから、小中学校ともに児童生徒の1人当たり図書貸出冊数は増加している。令和2・3年度の貸出冊数減少に関しては、コロナ禍での学校休業、図書室利用制限及びイベントの中止などの影響で貸出冊数が減少したと考えられる。

4. 図書館協力員の配置に伴う課題

小林市教育委員会によると、現在の体制における課題が2点あげられている。一点目は、図書主任と図書館協力員の連携に関して、図書主任から図書館協力員への業務外の依頼（大量の図書のコーティング作業）や、本来図書主任がすべき「図書だより」等の作成依頼等があったとのことである。二点目に、学校図書館は本来3機能（読書センター【読書活動の拠点となること】、学習センター【授業に役立つ資料を備え、学習支援を行うこと】、情報センター【情報活用能力を育むこと】）を備えているが、図書館協力員が果たしているのはそのうちの読書センターとしての機能の向上に偏っているということである。

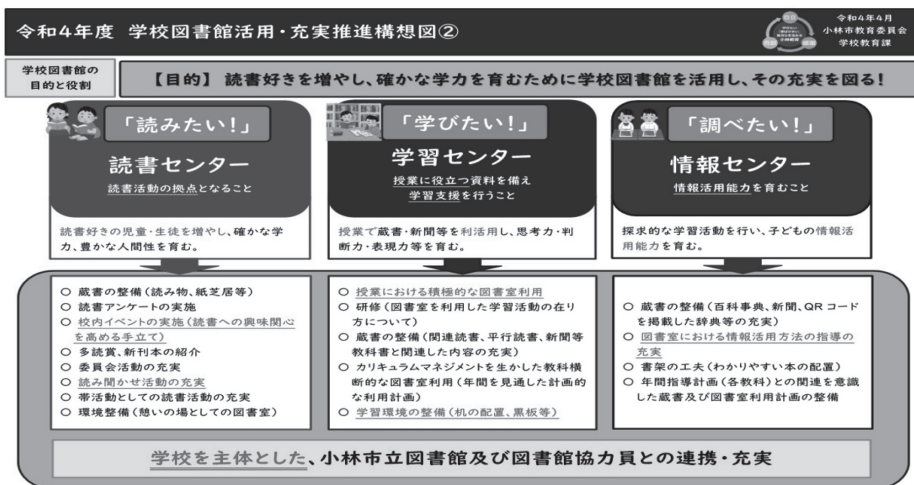
上記の課題を受けて、小林市教育委員会は3つの取り組みを行っている。第一が、小林市学校図書館活用・充実推進構想図の作成及び周知である。まず、学校図書館の充実を図るための

目標「学校が主体となった学校図書館運営と図書館協力員のサポートによる運営充実を図る」を各学校と共有し、学校（図書主任）と図書館協力員の役割をあらかじめ区分することで、明確な役割分担の実現を目指した（図3参照）。これにより、学校と図書館協力員の業務内容が明らかになり、図書館協力員に業務外の依頼がなされることがなくなった。学校図書館の目的と役割に関しては、「読書好きを増やし、確かな学力を育むために学校図書館を活用し、その充実を図る」ために、読書センター、学習センター、情報センターの3機能を各々高める具体



提供：小林市教育委員会

図3：小林市学校図書館活用・充実推進構想図（学校図書館の充実のために）



提供：小林市教育委員会

図4：小林市学校図書館活用・充実推進構想図②（学校図書館の目的と役割）

的な方策が記された（図4参照）。図書館協力員は、3機能の各々において具体的な役割を果たすことが明記され、それを実現するために「学校を主体とした、小林市立図書館と図書館協力員との連携・充実」が必要であることが示された。

第二に、各学校に「学校図書館年間運営計画」の作成を依頼し、授業における図書館の活用、年間行事、イベントなどを見直すカリキュラムマネジメントの視点を活かした図書館運営を学校全体で共有できるように改めた。表1は、その具体例である。各々の欄には以下の内容が記載されている。

- 学校図書館関係行事欄：学校行事、学校図書館行事、職員による作業を伴う学校図書館環境整備等、学校図書館の運営に関する計画、月ごとの読書活動に関する内容の計画
- 図書館担当：学校図書館計画の立案、検討や書簡整備、図書資料の購入や廃棄、読書活動推進に関するイベント企画・運営、広報活動などの計画等
- 図書支援員：図書館協力員が行う学校図書館運営・整備に関すること、読書活動推進や広報活動等の計画
- 学級担任・教科担任：学年、学級における学校図書館の活用に関する指導や読書活動の計画
- 図書委員会：委員会活動に関連した学校図書館行事等の活動計画
- 読み聞かせ：読み聞かせボランティアの方々の活動計画等

表1：令和4年度 学校図書館年間運営計画（令和4年度記入例）

記入例

令和4年度 学校図書館年間運営計画（例）（ ）学校

月	学校図書館関係行事	図書館担当	図書支援員	学級担任 教科担任	図書委員会	読み聞かせ
4	新年度職員会 図書館会館 オリエンテーション	学校図書館年間運営計画 作成 図書館だより作成 消耗品購入計画 読み聞かせ連絡・打合せ 市立図書館への図書貸出 依頼（随時） 委員会指導 読書通帳作成	統計記録標準作成 学校図書館オリエンテー ション 授業使用本の準備 図書館祭り準備 読書通帳作成・印刷・配布 季節のポップ作成 書架整理（毎月）	図書室利用の指導 学級文庫の整備 授業における図書 室利用計画作成 授業における図書室 利用	年間計画作成 常時活動分担等 常時活動（昼休み 貸出作業等） 図書館祭り準備	年間計画打 合せ 読み聞かせ
5	読書月間① 図書館祭り①	購入図書アンケート 購入図書選書・発注 委員会指導	図書館祭り運営 季節のポップ作成 授業使用本の準備 授業使用本の準備 新刊紹介	図書館祭り参加の促 進 授業における図書室 利用	常時活動（昼休み 貸出作業等） 図書館祭り運営	読み聞かせ 実施

6		夏休み蔵書点検計画 夏休み研修計画 読書感想文・感想画コンクール計画案 委員会指導	季節のポップ作成 授業使用本の準備	授業における図書室利用	常時活動(昼休み貸出作業等)	読み聞かせ実施
7	夏休み図書貸出	図書返却呼びかけ 委員会指導 図書館だより作成	季節のポップ作成 未返却一覧作成・配布	図書返却指導 夏休み図書貸出作業	常時活動(昼休み貸出作業等)	読み聞かせ実施
8	蔵書点検・図書室整理・廃棄図書選定・1学期後半準備					
9	読書感想文・感想画 コンクール応募	親子読書月間計画 図書館祭り準備 委員会指導	季節のポップ作成 図書館祭り準備 授業使用本の準備	授業における図書室利用 読書感想文・感想画指導	常時活動(昼休み貸出作業等) 図書館祭り準備 1学期反省	読み聞かせ実施
10	読書月間② 図書館祭り②	親子読書配布資料準備 委員会指導	季節のポップ作成 図書館祭り運営 授業使用本の準備	図書館祭り参加の促進 授業における図書室利用	常時活動(昼休み貸出作業等) 図書館祭り運営 2学期計画	読み聞かせ実施
11	家庭読書月間 親子読書の日	親子読書状況分析・職員への周知	季節のポップ作成 授業使用本の準備	授業における図書室利用 家庭読書カード配布・回収・確認	常時活動(昼休み貸出作業等)	読み聞かせ実施
12	図書返却 冬休み図書貸出	図書返却呼びかけ 委員会指導 図書館だより作成	季節のポップ作成 未返却一覧作成・配布	図書返却指導 冬休み図書貸出作業	常時活動(昼休み貸出作業等) 図書室整理	読み聞かせ実施
1		図書館祭り準備 委員会指導	季節のポップ作成 図書館祭り準備 授業使用本の準備	授業における図書室利用	常時活動(昼休み貸出作業等) 図書館祭り準備	読み聞かせ実施
2	読書月間③ 図書館祭り③	図書館祭り運営 委員会指導	季節のポップ作成 授業使用本の準備	授業における図書室利用	常時活動(昼休み貸出作業等)	読み聞かせ実施
3	図書館閉館 蔵書点検 新年度計画	図書返却呼びかけ 委員会指導 図書館だより作成	蔵書点検 季節のポップ作成	図書返却指導	読み聞かせボランティアへのお礼 年間反省	年間反省

提供：小林市教育委員会

第三は、各学校の図書主任と図書館協力員の連携を強化するための研修会の実施である。令和4年度から、図書館協力員のための研修会のほかに合同研修会が年2回実施されている(表2参照)。1回目の研修会は、各学校が作成している年間運営計画を図書主任と図書館協力員が共通に理解して各々の役割分担を確認し、情報を交換する場である。2回目の研修会は、令和4年度の場合12月初めに実施され、各学校における授業での学校図書館の活用方法に関する実践発表を行い、その成果を市内全小中学校21校で共有するとともに、令和4年度の残り3ヶ月の取り組みと令和5年度に向けての改善点等についての確認が行われた。

表 2：研修会の実施

	研修会名	概 要
1	第 1 回 協力員研修会	(1) 図書館協力員の活動に関するオリエンテーション (2) 学校図書館の整備に関する研修
2	第 1 回 小林市学校図書館の 充実に係る研修会	(1) 各学校における年間運営計画修正 (2) 各学校における今年度の取組確認 (3) 情報交換
3	第 2 回 協力員研修会	(1) SSC文庫年間スケジュール説明とSSC文庫現有資料点検作業
4	第 3 回 協力員研修会	(1) SSC文庫の回覧リストと現物の確認作業 (2) SSC文庫所管替え図書資料確認と調整
5	第 4 回 協力員研修会	(1) 東京こども図書館より講師を招いての研修会
6	第 5 回 協力員研修会	(1) 県立図書館を利用したレファレンス
7	第2回 小林市学校図書館の 充実に係る研修会	(1) 各学校の学校図書館に関する取組発表 (2) 学校図書館運営の年間反省 (3) 次年度以降の学校図書館の運営に関する情報交換

提供：小林市教育委員会

5. 読み聞かせ

学校図書館年間運営計画にある「読み聞かせ」に関しても、読み聞かせボランティアの方々の活動計画に小林市立図書館が関わっている。

小林市では、平成 18 年 2 月に「小林市小・中学校『読み聞かせ』連絡協議会」が発足して以降、ボランティア活動として市内の全小中学校で読み聞かせを行っている。現在、市内の小中学校で読み聞かせを行っている読書ボランティア団体が 15 あり、そのうち 9 団体が小中学校のみで活動をし、残り 6 団体は市立図書館でも活動している。「子うさぎ文庫」⁶⁾ という私設文庫のみ、小中学校、市立図書館のほか児童館、保育所、幼稚園、認定こども園等幅広く活動している。具体的な活動内容としては読み聞かせのみが最も多いが、紙芝居、人形劇、パネルシアターを行ったり、更にブックトークを実施している団体もある。ボランティア団体の会員は、保護者と地域住民から構成されている。特定の小中学校を活動場所にしていない団体もあれば、市内全域を活動場所にしていない団体もある。

同市ではすべての小中学校で、月 1～2 回程度、読書ボランティア団体が朝の自習の時間に全学級で本の読み聞かせを実施している。同じ時間帯に全学級で読み聞かせを実施するため、担当している団体だけではボランティアの人数が確保できない場合は、他の団体に協力を求めており、図書館員が参加することもある。

選書はボランティア団体に任されており、物語だけではなく昔話、科学の本、時事問題に関連した本などが選ばれている。学校教育の一環として「読み聞かせ」が位置づけられているゆえ、担当クラスの児童生徒全員を対象とした選書が心がけられている。読み聞かせ以外にも、

ストーリーテリング形式やクイズ形式で話したり、パネルシアターを用いて絵本や本の一部を紹介してその魅力を伝えていくブックトークなどが行われる。各々ボランティアには得意分野があり、市立図書館などがその研修に協力している⁷⁾。

小林市立図書館と学校図書館を含む小中学校とは、以前から読み聞かせ活動により直接的・間接的に連携していた。しかし、学校図書館年間運営計画に読み聞かせ欄が設けられたことで、図書館協力員の派遣だけでなく読み聞かせボランティア活動においても、市立図書館と学校図書館との連携が深まったといえるであろう。

6. 小林市学校図書館の展望

小林市学校図書館の今後の課題として同市教育委員会があげているのは次の2点である。

一点目が、ICT 利用拡大に伴う学校図書館の役割の追求である。コロナ禍の影響で、児童生徒が1人1台タブレット PC を所有する時代に入った。学校図書館といえば紙媒体の資料が多いが、今後は情報センターとしての学校図書館の役割について検証しなおし、デジタル時代における学校図書館のより効果的な授業での活用の在り方について追求していく必要がある。少なくとも、タブレット情報が正しいか否かを本や新聞等で検証しながら学ぶなど、情報活用能力を身に付けさせるためには学校図書館は必要不可欠な存在である。

小林市立須木小学校からは、デジタル時代とはいえ最終的に児童はデジタルではなく図書館に行き本を選んで持ち帰っているとの報告がなされている。学校図書館は、児童生徒が自ら本を手に取り読むことができる場所である。児童生徒が自主的に行きたくするような雰囲気のある図書館にすること、更には児童生徒が様々なジャンルの本に興味を持つことができるように手助けするのが図書館協力員の重要な役割でもあるといえる。

二点目が、学校、家庭、市立図書館との連携の在り方の究明である。児童生徒の読書活動の充実には、生活環境が大きく関係している。学校だけで児童生徒の読書活動を充実させるというのには限界がある。各家庭に対して読書活動及び学習場面での本の活用を啓発し、家庭でも読書活動が積極的に行われるようにする必要がある。更には市立図書館のイベントや蔵書の紹介を通して、本が身近にあるという環境整備を進めていかなければならない。同市の場合、市立図書館（2分館を含む）に加え、JR 小林駅の駅前にある TENAMU ビル 2 階の交流スペースに、まちライブラリーという市民から寄贈された本でつくられた図書館がある。飲食もおしゃべりも可能で、伝統的な図書館というイメージとは異なるが、漫画から学校教育に役立つ図書（参考書など）まであり、市立図書館に馴染みのない児童生徒でも本を身近に感じることができる環境といえる。

終わりに

学校図書館は学校（図書主任）が主体となって運営されるべきものである。しかし公立小中学校の図書館の場合、常勤の学校司書がいることは少ない。また、司書教諭の資格は、教員免

許状取得者が5科目10単位程度の学校図書館に関する講習会を受講することで取得することができるが、図書館及び図書館資料に関する幅広い専門的な知識・技術を必ずしも身に付けているわけではない。しかも図書主任となっても通常の授業等があり、学校図書館に関わる時間には限度がある。更に学校図書館の蔵書は限られており、授業に必要なすべての資料があるとはいえない状況であることが問題点として指摘できる。

そして学校図書館法で学校司書という学校職員の設置が努力義務となったことは、学校図書館の充実という視点では評価できる。しかし、設置に関しては努力義務の段階であるので、その義務化が将来への課題として残る。

以上の諸課題を考慮に入れて考えてみると、小林市の市立図書館が運営する学校図書館支援センターが、学校司書として図書館協力員を各小中学校に派遣するシステムは、専門職としての知識・技能と、学校図書館とは比較にならない蔵書で、学校図書館の運営をサポートすることができる。また、予算と人材が限られた中で各小中学校に常勤の学校司書を置くことは難しくても、同市のシステムであれば学校の主体的な図書館運営を支援することができるといえる。したがって、子どもの読書離れが叫ばれて久しい今日において、このようなシステムが子どもの本との関わりを支える一助となるといえる。

注

- 1) 私立日州教育会附属図書館を県に移管して、宮崎県立図書館が創立された。
- 2) 平成18年3月20日に、旧小林市と西諸県郡須木村とが合併し、現在の小林市が発足したため、須木村立図書館が須木分館となった。
- 3) 平成22年3月23日に、小林市が西諸県郡野尻町を編入したため、野尻町立図書館が野尻分館となった。
- 4) 学校図書館法は、昭和28年8月8日に制定され、昭和29年4月1日に施行された。
- 5) 文部科学省は学校図書館の本来の機能（児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能と教員のサポート機能）以外の機能として、子どもたちの「居場所」の提供をあげている。
- 6) 坂下実千代氏が、熊本県八代市の「子羊文庫」に倣い、小林市への転居を契機に自宅の廊下から始めた私設文庫である。
- 7) 同市の小中学校での読み聞かせに関しては、拙稿「学びたい心を育むスキル」（『愛知淑徳大学論集－教育学研究科篇－』第14号、令和6年、1－11頁。）を参照。

主要参考文献

- 1) 参納哲郎『学校図書館を「活性化」する ～公立図書館の支援～』（図書館ブックレット・図書館人の提言編①）、図書流通センター、平成17年。

- 2) 塩見昇先生古希記念事業会編『図書館の発展を求めて 塩見昇著作集』日本図書館研究会、平成19年。
- 3) 高橋恵美子『学校司書という仕事』青弓社、平成29年。
- 4) 林容子『司書教諭 はじめの一步』(図書館ブックレット5)、図書流通センター、平成14年。
- 5) 藤田ひおこ『学校図書館が変わる ～教育委員会からの支援～』(図書館ブックレット7) 図書流通センター、平成14年。
- 6) 山崎博樹編著『図書館を語る みらいにつなぐメッセージ』青弓社、令和3年。
- 7) 読みたい心に火をつける!実行委員会編『学校司書のいる図書館に、いま、期待すること』日本図書館協会、平成29年。